## 第5回「平成30年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」議事録

- 日 時 平成31年1月28日 (月) 午後3時00分から午後5時03分まで
- 場 所 かながわ県民センター12階第一会議室
- 〇 出席者

(委員) 植田 啓 神奈川県産科婦人科医会学校医委員会委員長

大澤 晶子 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会副委員長

田中 宏穂 横須賀市市長室地域安全課長

◎宮森 孝史 田園調布学園大学教授

森永 尚子 茅ヶ崎市市民安全部市民相談課長

○諸澤 英道 世界被害者学会元理事·常磐大学元学長

山本 潤 一般社団法人Spring 代表理事

渡邉 保 被害者が創る条例研究会 世話人

◎:座長、○:座長代理

(オブザーバー) 長島 豪 NPO法人神奈川被害者支援センター所長

(事務局) 专澤参事監(安全安心担当)、中田県警被害者支援室長、中原 犯罪被害者支援担当課長、長谷川副課長、荏原主幹、佐藤主幹、

嶋田主査

### 【議事内容】

開会

#### (中原担当課長)

定刻となりましたので、ただいまから第5回犯罪被害者等支援施策検討委員会を 開催いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。 なお、くらし安全交通課長の秋本につきましては、所用のため、本日欠席させて いただきます。

では、以降の進行につきましては、要綱の規定により宮森座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### (宮森座長)

皆さん、こんにちは。

皆さんのご協力によりまして、計画どおり、今日は最後、第5回の検討委員会を 開催することができました。第3期に向けた推進計画の改定案について、今日は最 後の2時間になると思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

第1回の検討委員会でお諮りして同意をいただいております、この会議及び会議録は公開とするということ、それから、発言者についても公開ということに関しては、ご異議ございませんでしょうか。

## (異議なし)

## (宮森座長)

もう一つ、傍聴人がもしいらっしゃるようでしたら。ご確認いただきたいと思います。

#### (嶋田主査)

いらっしゃいません。

# (宮森座長)

いらっしゃらないということですので、早速議題に入っていきたいと思います。 議題の(1)第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画(改定案)について、資料1と、資料2-1と資料2-2を続けてご説明いただくということでよろしいで しょうか。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

### (荏原主幹)

議題(1)第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画(改定案)について、資料1で説明。

### (宮森座長)

ありがとうございました。

引き続いて、資料2のご説明をお願いしたいと思います。

### (嶋田主査)

資料2-1、資料2-2に基づいて、第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画 (改定素案)に関する県民意見募集結果、及び関係機関等への意見照会結果につい て説明。

## (宮森座長)

ありがとうございます。

4回までの各委員からの意見、それから県民と県の施設、諸団体からの意見を取りまとめたものが今回の第3期の推進計画に反映されているということになると思います。その説明を今、していただきました。

ただいまの報告について、皆さんのご意見、ご質問等ありましたらお受けしたい と思います。

## (大澤委員)

関係諸団体の意見で、神奈川県弁護士会から「かならいん」とワンストップ支援

センターについて、「「病院拠点型について検討する」くらいの文言は明確に計画に記載してほしい」という意見を出して、反映区分がA、反映しましたとなっているんですけれども、これは意見を出したほうからすると「支援の充実に役立てます」では反映されているとは受け取れないかなと思っています。ここまで明確に神奈川県弁護士会から意見を出させていただいたにもかかわらず「支援の充実」という表現にとどまっていることにつきましては、弁護士会としては遺憾に思います。ただ。そこまでしか書けないのであれば、資料48ページの4つ目の〇ですかわ

ただ、そこまでしか書けないのであれば、資料48ページの4つ目の〇ですかね、同じようなことを書いてあるんですけれども、結局は、県としても病院拠点型を今後全くつくらないつもりではなくて、これから考えるということだとは思うんですが、「他の都道府県の設置形態や支援のあり方について、検討する必要がある」これは日本語としてちょっと意味不明なので、「あり方を参考にして、神奈川県における設置形態や支援について検討する必要がある」という形で書いていただければと思います。多分そういう意味合いだと思うんですが、他の都道府県を参考にして、神奈川でも設置形態や支援についてもう一回検討するという表現にしていただければ、反映区分でAにされても、まあそうなのかなと思いますので、そこをもう一回、表現のご検討をいただけたらと思います。

### (中原担当課長)

ありがとうございます。

従来、評価のところも計画の中に入れていたところでございますけれども、今回、 付属資料として、評価については検討委員会からのご意見という形で、切り離した 形にさせていただきました。

先生方ご指摘の、病院拠点型と比べ、県の今の形態ではまだ足りないところがあるという問題意識は県としても理解しているところでございます。では、どんなところが具体的に実施できないのかを明らかにするという検討をまずさせていただく中で、設置形態のあり方とともに、支援の充実に向けた検討について、前向きにさせていただきたいと思いますので、今のご指摘のように変更させていただければと思います。

#### (田中委員)

まず、個別具体というより全体的なところなんですけれども、17ページから19ページに重点的取組と充実・強化する取組の体系的なものが書いてあるんですが、ちょっとこれがわかりにくいなと。ここで体系全てをわからせるのは難しいのかもしれませんが、後ろに□で番号が書いてあって、さらに■が充実・強化だということで、よく読めばわかるんですが、ちょっと体系がわかりにくいと思います。

これはカラーで印刷したりホームページに出たりする前提でしょうか。

#### (中原担当課長)

はい。

## (田中委員)

そうすると、19ページの一番下に■で2、3、5……23までが充実・強化する取組と書いてあるんですが、これが表の中では色が違うから余計に見にくい、ちょっとわかりにくいと思いましたので、せっかく充実・強化する重点的取組を目立たせたほうがいいのかなという意見でございます。

### (中原担当課長)

ありがとうございます。

いろいろ工夫してみたんですけれども、やはりまだわかりづらいということでございますので……、そうですね、この体系図の中で、右側の■の白抜き数字という形とともに、丸数字のところも際立たせるとか、工夫させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

#### (宮森座長)

その他、いかがでしょうか。

### (植田委員)

産婦人科を代表しまして、まず、弁護士会のほうでこのような会議が行われていることを今日初めて知りまして、大変うれしく思います。このような意見を外から出していただけますと、私たち産婦人科のほうでもこれからこの方針に従って話し合うことができますので、早速今年、来年度からワンストップセンターについて話し合いを持っていきたいと思っております。ありがとうございます。

それで、先ほど進行管理等のところで年度ごとにというお話をされていたんですけれども、その後、中間年度と最終年度に各団体などから意見を伺って、有識者の検討委員会ということなんですけれども、今年度は今回が最後の会議になるんですけれども、今後、年度ごとにまたこのような集まりをしていただけるのか、それとも中間と最終になるのか、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいんですけれども。

### (中原担当課長)

第1期目は、毎年度、施策・事業の実施状況を公表して県民の皆様からもご意見 をいただいて、検討委員会で見直してと、新しくつくった計画だったものですから、 そうやって進行管理をしてまいりました。

第2期計画につきましては、中間年度と最終年度という形で検討委員会を設けさせていただいております。

ただ、中間年度が平成28年度だったんですが、津久井やまゆり園事件ですとかいろいろなこともありました。最終的に修正計画を取りまとめたのは、平成29年8月でした。その時にはもう次の年度の施策・事業のご意見を伺う時期と重なってしまいました。中間年度において検討委員会を設けて検討したことが、その後、すぐに

また最終年度の計画改定という形になりましたので、今後は、毎年度ごと施策・事業の実施状況へのご意見をいただいていたところを中間年度のみでさせていただいて、後は中間年度には検討委員会を設けてご議論もいただいて、その上で最終年度に改定についてご議論いただきたいと考えております。

ただ、途中で大きな改定が必要だということが出てまいりましたら、またお願い する可能性はございます。

## (宮森座長)

その他、どうでしょうか。

## (諸澤委員)

26ページなんですが、個別専門的な支援体制の中で、ストーカー被害への対応が「刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告」云々と書いてありまして、警察レベルだとこういう対応だろうと思うんですけれども、ストーカーの場合、その前の段階、警察が介入する前の段階の相談や要望が日本の場合ほとんどなされていないというか、なされているところもあるんですけれども、もしかして、神奈川県の場合このあたりが非常に弱いのかなという気がします。

ここら辺が全く書かれていないのは何か理由でもありますでしょうか。つまり、 警察沙汰になる前の段階のストーカー被害の相談、それに対するアドバイスですか、 そういうレベルの対応が、多分サポステその他はやっていると思うんですけれども、 このあたりにそういう記述がないのがちょっと気にはなるんですけれども。

#### (中原担当課長)

具体的な対応としましては、サポートステーションでの相談の中でいろいろな相談を受けておりますので、警察以前の相談ということですと、そこが入り口になろうかと思います。

それを受けての対応としましては、やはり警察のほうにつないでいくという形になっております。

#### (諸澤委員)

警察につなぐ前の段階の対応が日本の場合、非常に弱いんですね。例えば世界的にあるのは、エスコートというのはかなりいろいろあるわけですが、警察以外の機関が、例えば付きまとわれて不安になっている被害者に付き添いなどをするサービス。神奈川の場合はどこかがやっているんでしょうか。

## (中原担当課長)

県の中では、ちょっと承知していないところでございます。

# (諸澤委員)

日本でストーカーが重大な事件に発展してしまう理由が、実は初期の段階の対応

が全く何もできていない。被害者が悩みに悩んで、結局手遅れの状態になって警察に駆け込んでいく。警察は、初めて聞く話なので「ちょっと待ってください」という。そこの時差というか認識のずれが大きくあって、被害者は、もう緊急事態で飛び込む、警察は、まずは話を聞くところからという、このギャップが結果的に大きな事件になっていくケースはたくさん起きているわけですね。挙げれば切りがないほど。そこにどこが対応するのか。

恐らく行政は、その一端を担わないといけないと思うんですけれども。

#### (寺澤参事監)

直ちには、ちょっとわからないですね。

## (中原担当課長)

住民相談という形で警察のほうにおつなぎするのが県の対応ですので、そういった住民相談の充実という中では、警察としても、事件になってから初めて覚知するという事態ではないのではないかと思うところでございますけれども。

## (諸澤委員)

警察が中心になってもいいんですけれども、むしろ関係機関がいろいろ協議というか、まさに連携協力ですね、そしてそういう段階から対応できるような体制を地域の中でつくる。まず、そういう相談をするところから取り組まないといけないだろうと思うんです。

恐らく、警察が何から何までできる話ではとてもないし、民間はやっていない。 そこは誰がやるんだというのは日本の一番深刻な問題なのではないかと思っていま す。

ですから、この中で「そういうことも検討する必要がある」程度の記述は必要ではないかと思います。

#### (中原担当課長)

54ページの「支援関係機関ネットワークの充実」が、今の26、27ページに対応した課題を抽出したところでございますので……

### (寺澤参事監)

ただいまのご意見、ご指摘は、連携ではなく行政機関として何らかの対応を検討 すべきではないかということですよね。

### (諸澤委員)

本来はそうなんですが、一歩下がってということで。ですから、地域の関係機関が協議して、まず「どのようにしようか」というレベルなのかなと、ご説明を聞いていてそう思ったものですから、そういう表現をしたんですけれども、本来だったら、行政として何がしかのことはやるべきなのではないかというのが趣旨でありま

す。

## (田中委員)

今のお話を聞いて思ったんですが、悪質商法のところで意見を言わせていただいたこととも関連するので、ちょっと口を挟むようなことで申しわけないんですが、例えばストーカーそのものを防ぐとか、いじめを防ぐとか悪質商法を防ぐといった防犯面の取り組みを、この犯罪被害者の対策とか計画にどこまで盛り込むか。今、連携のお話が出ましたけれども、例えば交通事故の被害者をどう支援するかは計画の話なんですが、交通事故を防ぐための連携や、警察や県や市の運動をどうするのかという話まで及ぶのかなというのが、委員がおっしゃったことはちょっと違うのかもしれませんけれども、その辺の境目をどうするのか、そもそものこの計画の位置づけの話かもしれませんけれども。

### (諸澤委員)

ちょっと違うんですけれどもね。

ストーカーとかDVとかいじめというのは、一つ一つの違法な行為が反復されていくんですよね。全体として1つの犯罪行為、違法行為という評価を与えて法の規制対象にするわけですね。被害者の側から見たときは、まず1回目、付きまとわれた、2回目、どこかで隠れて待ち伏せしているらしい。これ一つ一つ被害なんですね。でも、そこに法的網をかけるのは少し後の段階になってくる。警察が登場するのは当然後の段階になってくる。その最初の段階で誰も助けてくれないというのが今の日本の現状で、それをどこがやるのか。

### (山本委員)

さすが指摘がすばらしいと思いました。性被害もそうなんですけれども、まず被害だと思わないですよね。付きまとわれてちょっと困っているとか、待ち伏せされて怖いとか思ったとしても、それを警察に相談しようと発想するまでにごくハードルが高いです。

先ほど「かならいん」でSNSに取り組まれるとお聞きして、すばらしいなと思ってちょっとホームページを見ました。QRコードでリンクに飛べるようになっています。「相談してください」というタイトルがあり、女性のための相談LINEは載っていました。しかし、具体的な内容、「付きまといに困っています」とか、あるいは「自分は塾の先生から毎回体を触られるんですけれども、どうすればいいんでしょうか」みたいな具体的なイメージがありません。ここでケース記載がないと、自分はこのことを相談していいのだろうかと逡巡する時間がすごく長くなることと、これを余り言いたくないし知られたくないし、そのことを相談しようと踏み越える決心をすることに被害者側としてはすごく時間がかかるし、勇気も要るんですよね。

だから、具体的な例を出して「こういう場合はぜひ相談してください」みたいに 窓口が設定してくれると、すごくいいと思っています。 それについては、やはりこの窓口対応をどこがするのかもすごく問題だと思うんですけれども、例えばこの個別専門的なところで、右側に障がい者虐待への対応がありますけれども、こちらは障がい者虐待が行う。今回盛り込んでいただいた内容に、障がい者への性暴力についても機関と連携しながら配慮しますということであったので、では、障がい者が受ける性暴力は「かならいん」がやるとか、こちらのほうでやると整理されたと思っていいのかなと、今、思っているんですけれども、そういうふうに、どこが何をやるのか。ストーカーは、この場合、行政のどこがするのか。女性なのか、でも男の子が被害を受けることもあるし、みたいなことが明確になるといいのかなと思いました。

合っていますか。

## (諸澤委員)

はい。

#### (大澤委員)

今、神奈川県の現状からすると、多分「かならいん」とかサポートステーション等に一緒くたに入ってきていて、例えばサポートステーションに入ってきた障がい者が被害者である事案等は他の事案と同じように、法律相談だと法律相談のほうに依頼が来る感じになっていて、DVも「これはDV絡みなんですけれども」ということで、だから入り口は今、全部一緒くたになっていて、それも同じように法律相談で分ける。

では、実際に法律相談の担当のときにどうしているかというと、障がいのある方が被害者の場合は障がいのある方に詳しい先生をなるべく斡旋したり、DVだとそれを扱ったことがある先生を斡旋したりして対応している感じです。ただ、確かに一緒くたになっているので、窓口がここでいいのか多分、迷った上で来ているとは思います。

#### (山本委員)

ゲートウェイがあるといいですよね。

## (大澤委員)

そうそう。

だから、おっしゃったように「こういう事例も相談ください」みたいに載せたら、 多分わかりやすいのかなと思います。「かならいん」も多分一緒くたに来ていて、 それが分かれるときに、ちょっと専門性のある先生等に法律相談を振っているよう な感じになっているのかな、それが今の神奈川県の取り扱いの現状かなと思います。

さっき諸澤委員がおっしゃったDV等だと、法テラスのDV・ストーカー専門の相談があるので、その窓口での対応という形には、警察沙汰になる前の段階のものは対応していると思うんですけれども、それは神奈川県の行政が絡んでやっているものではないので、そこに神奈川県の何かが絡んでくるともっと認知も広がって、

まず弁護士が入って警告の内容証明を送る等がもっとスピーディな感じでできるようになるのかなとは思います。

#### (中原担当課長)

DVと障がい者虐待については法律の根拠がありますので、行政としても取り組んでおりますし、そういった相談窓口もあるんですが、ストーカーに関しては今、法律上そういった対応が規定されていないというところが前提となるんですが、そういった専門の窓口が今、ない状況ではあります。

相談につきましては、いろいろな縦割りの法律に基づいた相談があるんですが、その方がその相談窓口の対象だと思ったところにかけられるので、サポステにしても「かならいん」にしても、あるいはその他の相談にしても、諸々の相談が来ることは行政としては前提ですので、適切なところに連携といいますか、お知らせすることで対応しているところでございますが、ストーカーにつきましては、大澤委員がおっしゃるように「かならいん」にも入ることがありますしサポートステーションにも入るという中で、ではどこがとなりますと、やはり警察の住民相談のところにまずは話をしてくださいという対応が今の状況になっております。

## (宮森座長)

今の議論は、そんなところでよろしいでしょうか。

何というんでしょうかね、その結果を受けてカウンセリングの仕事をしている私の立場からすると、「どうしてこんなになる前に相談しなかったの?」ということだと思うんですね。だからある意味で、医学モデルで言えば予防の概念ですよね。そこまで踏み込んで窓口やらシステムをどうするか、とても難しいなと思ってしまいますね。そこをどう記述するか、諸澤委員、何かいい表現がありますか。

### (諸澤委員)

少なくとも、ストーカー被害者の相談を受ける窓口みたいなものがないのではないですか。

#### (宮森座長)

確かにそうですね。

#### (諸澤委員)

「ストーカー=警察」という構図がどうもおかしくて。

### (宮森座長)

これはもういろいろなところでの議論になるんですけれども、そうなんですよね、「こういうことだったら相談していいよ」ということをみんなが知っているということだと思うので、そうなるともう教育の問題ですものね。そういうことを成長期の中でちゃんと情報として、生きる権利の1つとして相談する権利もあるよという

ことを、みんながわかるということだと思いますよね。

## (山本委員)

サポートステーションでストーカー被害の相談も受けられるんですけれども、特にパンフレットには書いていないんですよね。やはり具体的に何ができるのかを書いてもらわないと「相談していいんだ」と思えません。やはりそこは、長文はパンフレットに載せられないので、QRコードで「こういう被害は相談してください」みたいにリンクに飛ぶのでもいいと思うので、何かカテゴリー別に具体的に書いていただいたほうが「私のこれも相談できるんだ」と思えると思いました。

### (諸澤委員)

そうですね。

## (大澤委員)

相談の敷居を下げるという意味では、「メール相談を受け付けます」みたいにしてしまうと大分敷居が下がるので、「これ、電話をかけて笑われたら嫌だな、でもメールなら匿名でも出せるし」ということでメールで相談してくる方は結構いらして、事務所のホームページ等には変な相談もあるんですけれども、ストライクな相談もあるので、そういう相談窓口の多様化というか、電話だけではなくてというのもあってもいいかなと思います。

#### (中原担当課長)

今、サポートステーションではメールによる相談も実施しておりまして、委員おっしゃるようにいろいろな相談が入ってまいりますけれども、それはサポートステーションの中で共有しながら対応しております。

ストーカーに関しましては、警察の住民相談が一番のメインになるのが今の実態 でございますけれども、サポートステーションと各警察署とのその辺りの連携につ いては、今後、検討してまいりたいと考えております。

#### (宮森座長)

その他、いかがでしょうか。

#### (山本委員)

個別専門的な支援体制のところで、ちょっと見当違いだったら教えてもらいたいんですけれども、振り込め詐欺はないんでしょうか。被害も多いし、たくさん被害者がいるのかなと思いましたので。

## (中原担当課長)

今、サポートステーションの支援が、人身犯が中心となって支援しているところ でございます。主な個別専門的な支援体制ということで、記載しているところでご ざいまして、振り込め詐欺については、今、ここには書いていないところでございます。

## (大澤委員)

多分、振り込め詐欺は財産班だからサポステの対応ではないという話になると思うんですけれども、県警の捜査二課扱いの事件なので、今、やっていることとしては、多分、捜査二課のほうで認知して振り込め詐欺の被害者だとなると、その中で法律相談の依頼がある場合は弁護士会につながるようにはなっているという程度の対応しかしていないと思います。

## (宮森座長)

その他、どうでしょうか。

## (渡邉委員)

サポステの認知度を上げる、これは非常に大切なことで、やらなければいけないことだと思うんですよね。それと機能の充実、これもやらなければいけない。ただ、神奈川県の場合はサポートステーションという他の都道府県にない組織があって、私は非常によくやってくれていると思っているんですけれども、その反面、市町村によっては被害者が来たときに「サポステ行ってください」とみんなサポステに送ってしまうという話もたまに聞くんですよね。

前にも言ったかと思うんですけれども、日常生活支援という感じになると、やはり一番身近な自治体、市町村が主にやってくれないとできない。サポステが日常生活までやるのは多分、今もできていないだろうし無理なことだと思うんですよね。ですからその辺の住み分けが非常に大切だということがあって、県としては、県下の市町村に犯罪被害者の総合的対応窓口を充実させて、そして市町村でやるべきことをちゃんと知らしめることが非常に必要になってくると思うんですよね。

とりあえず、そんなところです。

### (中原担当課長)

ありがとうございます。

計画にも書かせていただいておりますけれども、県としてどうしても手が及ばないこととして日常生活支援というところがありますので、今、茅ヶ崎市さんのほうで、ボランティアではなくヘルパーの対応ということで支援メニューがございますし、横浜市さんでも今回、条例を制定して、これから予算というところではございますけれども、充実させていかれるのではないかと思っておりますので、そこら辺りを含めまして一定の方向性が見えてくるのかなと期待しています。そんなところから、犯罪被害者支援は全部県だということではなくて、県で力が及ばないところを市町村へお願いしていくという形で取り組ませていただきたいと思っております。

#### (宮森座長)

その他、いかがでしょうか。

### (諸澤委員)

全く別の話で、よろしいでしょうか。

資料の69ページをごらんいただきたいんですが、これは現在ある県の条例なので、非常に難しいと思いながら一応言わせていただきますと、3条2項の2行目「犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に十分配慮して、」という部分なんですけれども、生活の平穏というのは基本法に書かれている、それを取り入れていると思うんです。基本法では「再び平穏な生活を取り戻せるように」というゴールというか、目標を言っています。ところが、この神奈川県の条例の場合は現在が平穏だとどうしても読めてしまって、この表現は不適切なのではないか。つまり、名誉と今ある平穏に配慮して、そして皆さん気をつけてと、こういう。今、平穏であるわけがないし、やがて平穏な生活を取り戻せるようにという表現も、被害者からするとそれもちょっとおかしいのではないかと。平穏な生活が再び戻るというのは、確かに将来の望みとして持っていたいけれども、そう簡単に平穏な生活になるわけないというのが被害者の現実だと思うんですね。

この「生活の平穏」という言葉が非常に気になるんですけれども、これは簡単に は変えられないものかどうか、一応意見だけ言わせていただきます。

#### (中原担当課長)

ありがとうございます。

生活の平穏を害さないようにといった意味合いで書いていると……

### (諸澤委員)

そうですね、いろいろな言い方が可能だと思うんですが、これだと現在が平穏なようにちょっと読めてしまって、だとすると不適切な表現だろうと思います。

#### (中原担当課長)

その辺のところも、ご意見いただきながら検討したいと思います。

### (宮森座長)

あと、どうでしょうか。

では、今のご意見が条例に関することなので、議題 (2) が神奈川県犯罪被害者 等支援条例の見直しについてという形で議題が移行していきますので、議題 (2) に入ってもよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### (宮森座長)

では、事務局からご説明をお願いいたします。

### (中原担当課長)

議題(2)神奈川県犯罪被害者等支援条例の見直しについて、資料3で説明。

#### (宮森座長)

ありがとうございました。

今の説明に関して、何かご意見、ご質問ございますか。

条例に関してですので、こちら側が「こうしろ」ということではなくて、この会からの意見としてということだと思いますけれども、何かございますか。

#### (渡邉委員)

今の説明にありましたように、二次被害と再被害の防止、これを入れていただく 意義が十分にあるという結論を出していただいて非常に嬉しく思っています。あり がとうございます。

### (山本委員)

再被害の防止・安全の確保についての日常生活の支援、(4)心身に受けた影響からの回復ですけれども、ここに性被害は入らないんでしょうか。性被害への対応、それとも何かに含まれるとか。やはり心身にダメージを大きく負いますので、文言として入れていただけるとありがたいと思います。

#### (中原担当課長)

今、性被害について特出しはしていないところでございますけれども、サポートステーションのメインといいますか、多くが性被害へ対応しておりまして、特出しして、ピックアップした形でそういった文言はあらわれていないところでございますが、何かもうちょっとわかるような形で書けるのか、工夫させていただきたいと思います。

実際には、性被害の方に対していろいろな支援をしておりますので、そこについては加えさせていただきたいと思います。

#### (宮森座長)

議題(2)について、ご意見等はこれでよろしいですか。

では、議題(1)(2)で皆さんのご意見をいただきましたので、それを反映する形でもう一回事務局で検討して、まとめていただく形になると思います。

議題はもう一つ、その他がありますけれども、事務局から何かありますか。

### (山本委員)

すみません、戻ることになるんですけれども、4ページ、犯罪被害等の現状が入ってすごくよかったと思います。わかりやすいですし、どういうことが起こっていて、このような対策が必要なのかというのもすごくわかると思うので。

そして、性被害のところにぜひ今後、盗撮を入れていただければと思っています。

というのは、刑法上の強姦など、強制わいせつ、またストーカー被害等載っているんですけれども、今すごく問題になっていて、スマホなどで簡単に撮られますし、駅での盗撮被害はすごく多いので、私も駅のトイレには行けないなと思っているぐらいなんですけれども、勝手に撮られて、すごく拡散されて、しかも本人がそのことを知ることができなかったり、あるいは盗撮されたことをネタに再被害に遭うというケースはすごく多いですし、神奈川のような都会でさらに問題になってくると思うので、盗撮の項目はぜひ、性被害の実態分析に今後、必要になってくるかと思いました。

### (中原担当課長)

ここでは今、主なものということで入れさせていただいておりまして、盗撮を入れるとなると、例えばDVですとかストーカーですとか、もっといろいろなものが必要なのかなという気もいたしますので、その辺りの並びを考えながら検討させていただければと思っております。

### (寺澤参事監)

次回。

## (宮森座長)

各論に入ると、どこまで入れるかになるんですよ。文言としてね。全部網羅するのはとても難しいと思うので、それで被害を受けた人が訴えれば、性被害の中の案件として1つそれは入っていくんだろうなと思いますので、そういうことを検討していただくということで、ご意見として。

## (大澤委員)

盗撮は、いわゆる条例違反という話になってくるんだと思いますが、条例違反の件数の中で――条例違反の件数は多分、把握していると思うんですけれども、それが盗撮なのか痴漢行為なのか、その他のわいせつ行為なのか、そういう数はわかっているんですか。細かい数字は意外とわかっているものなんですか。

#### (中田室長)

警察では把握しています。ただ、それはこちらの中には……、基本的には刑法犯の関係ですので、ここには全く含まれてはいません。

#### (植田委員)

それ以外で、よろしいですか。

すみません、またもとの話に戻るんですけれども、先ほど大澤委員がおっしゃっていたワンストップ支援センターの件で、私ちょっと反応が鈍くて申しわけありません、言葉について余りよく理解できていなかったんですけれども、先ほど大澤委員がおっしゃっていた「ワンストップ支援センターの設立につき検討する」という

文言を、私、入れてもいいのではないかと思っております。というのは、そういう 言葉が入ったほうが我々産婦人科のほうでもきちんと検討しやすいと思いますので、 ぜひそのようにしていただくことは可能でしょうか。

#### (中原担当課長)

大澤委員がおっしゃったのが、48ページのところ、4つ目の〇とで現状の評価、課題といいますか、問題意識ということで、書き込みをさせていただければと考えております。では、5年間でどこまでそれを検討するかというところについては21ページですが、「……運営状況の情報収集を行い、支援の充実に役立てます」としており、病院拠点型を目指して検討するといったところまでは、今の段階では踏み込みは難しいのかなと……

### (大澤委員)

「検討する必要がある」という意見が、評価というか意見というか――が出たけれども、施策の中に「検討する」とまでは入れられないというのが今の神奈川県の考えなんですよね。

### (中原担当課長)

そうですね。

### (寺澤参事監)

検討はするんですけれども、現段階では、方向性までここではっきり書けないという話なんですよね。

#### (大澤委員)

これ「支援の充実に役立てます」ではなく「支援の充実を検討します」みたいな 書き方では。

### (寺澤参事監)

それはよろしいかもしれないですね。「支援の充実に向けて検討する」でもいいかもしれません。現段階では、方向性まではっきりとはという話です。

#### (大澤委員)

弁護士会の中で、なぜ入らないんだ、施策検討のために委員を出す必要があった のかという意見もありまして、余りひどいと5年後、弁護士会では委員を出さない ぞという話になりますので、よろしくお願いします。

#### (中原担当課長)

「支援の充実に向けて検討します」という形で修正を。

### (植田委員)

「検討します」ときちんと入っていたほうが、結局、産婦人科のほうで今後どのように取り組むかという問題が一番ネックになると思うんですね。しっかり入っていたほうがこちらとしても話し合いをしやすいですし。

## (寺澤参事監)

今の表記でしたら、いかがでしょうか。

## (植田委員)

そうですね、「支援の充実に向けて検討します」それで結構です。ありがとうございます。

### (宮森座長)

ご納得いただけたようですので。

その他、どうでしょうか。

## (渡邉委員)

先ほどちょっと言い漏らしたんですけれども、前にも言ったかと思うんですが、私は2000年に被害者の遺族になったんですけれども、当時を振り返ってみると、事件直後はもう何をしたらいいのか、どういうことになったのか全くわからないんですよね。それこそ一寸先も見えないような霧の中にいるような状況。それでも何とか生活していかなければいけない、あるいは勤めに行かなければいけない、そういまでので、これまでこの支援関係を全部話し合ってきたんですけれども、全て被害者のほうから電話なり何なり、被害者のほうがアクションを起こして「お願いします」という形の支援ばかりなんですよね。ですからぜひ、将来的にでもいいですけれども、当然、刑事事件が起きるとなると警察が入るわけですから、その警察を起点としてサポステなり、あるいは市町村の窓口なりの職員が一緒に行って、被害者の家に行って相談に応じるような体制ができればなと思うんですよね。

被害者が電話できるような状態になるには、やはり半月、1カ月以上たってある程度、落ち着くことはないんですけれども、周りが見えるようになって初めてということだと思うんですよ。最初は何に困っているかなんて全くわかりませんので。そういう点で、アドバイスなり何なりを受けられるような体制になってくれると嬉しいなと常日ごろ感じていますので、これは将来的にで結構ですので、考えていただければと思います。

### (諸澤委員)

関連してですけれども、実は4日後に広島に行ってシンポジウムをやるんですが、 「被害者の立場に立って支援を考える」というテーマで議論します。

日本は被害者支援を、90年代の中ごろからですから、もう二十数年やってきているんですけれども、ほとんどが支援する側の立場で、つまり何ができるかというこ

とで話が進んでいるんですね。したがって、日本の社会の中で支援ができていない部分がたくさんあるんですけれども、もっと大きな問題としては、今、渡邉委員がおっしゃったことにちょっと関連するんですけれども、事件直後の被害者は本当に闇の中、何をしてもらえるのかさえわからない。

今回、2人の被害者にパネリストになってもらうんですけれども、そのお二人と話していて、当時を振り返って、「何か困ったことがあったら連絡ください」と言われるけれども、何をしてもらえるのかさえわからないんだから、連絡することなど全くできないと。普通ですと、諸外国では「こういうことができますよ」というメニューみたいなもの、つまり被害者のニーズを確認するシートがあって、「こういうことはやります」というものが示されて、それを見て「では、これをやってもらおう」となるのが最低だと思うんですよね。

ですから今後、神奈川県で考える場合に、被害者の立場で県内の支援体制が十分かどうかという点検評価ですかね、そういうことをぜひやっていただきたいと思っています。

### (中原担当課長)

初期的な被害者の支援という点では、神奈川県の場合は警察のほうで被害直後に「これができます」と、サポステでの支援がメインなんですけれども、それをお示ししてご希望をお伺いするという仕組みになっております。

ただ、日常生活の支援ですとかそういったところは今、メニューが提示できないような状況になっておりますので、そこら辺りを充実させていって、今後、警察を通じて、なるべく早い段階で「こんなことができます」とお示しできるようにしたいと……

#### (諸澤委員)

警察はこれができます、サポステはこれができます、弁護士会はこれができますとあるわけではないですか。

### (中原担当課長)

ではなくて、弁護士……

### (諸澤委員)

被害者の側から見たときに、向こうは見えていないんですよね。ですから「こういうことができます」というプログラムを警察が持っている、あるいは示すということはいいことだと思うんですけれども、それはごく一部にしかすぎないんだということだと思うんです。

#### (中原担当課長)

今やっているのは、サポステでやっているカウンセリングですとか法律相談です とか住宅支援ですとか……

#### (諸澤委員)

それも全部部分的なんですよね。被害者の側から、逆の立場で見たときには、全部揃っているかというと、恐らく半分ぐらいしか揃っていないと思います。神奈川県の場合でさえも。抜けているところが何かに気がつくことが、まずイロハのイだと思うんですよね。

#### (中田室長)

どこまで提示すればいいというお話でしょうか。

### (諸澤委員)

ですから、警察は「この部分は当然やります」でいいですけれども、地域全体の中でいろいろな機関がかかわって、全体として100点のことができる。それぞれの組織はそれぞれ一角を担っている。ですからケアマネジャーみたいな人がいますけれども、被害者の立場に立って相談を聞いて、その支援プログラムをつくるのが普通なんですね。それをやる人が日本にはいないではないですか。

### (中田室長)

いないので、今、どこまでを被害者の方に説明すればいいというお話なんですかね。ないものをできるかといったら、できないわけですよね。

#### (諸澤委員)

それは、ないものはあれですけれども。

## (中田室長)

現状では、今、お話があったとおり、各行政のできる部分、いろいろな部分ありますけれども、それらについては警察のほうで被害者支援要員という形で被害者と接触させていただいて、「今、できる支援にはこういうものがありますよ」という説明は現段階ではさせていただいています。それ以外のできないものは、ないので説明はできないですよね。

#### (諸澤委員)

それ以外は、できていないわけではないですか。

#### (中田室長)

それはないんですよね、現在。ないものをどうやって説明するんですかと。

#### (諸澤委員)

もちろんそうです。それは警察が全部背負うことではないですから……

### (中田室長)

それはわかっていますけれども、被害者の方がやってもらいたいといってもできない、まだ整備されていない部分もありますよね。そのどこまで説明をすれば……

## (諸澤委員)

警察ができなくても、他ができることがあるではないですか。頭を引っくり返さなければいけないので

## (大澤委員)

多分、現状としては、警察はできないけれども市ができることとか区ができることがありますよね。それについてはサポートステーションのときに、「警察でこれをやってくれるし、市等に相談すればこれもやってくれるから」みたいな全般的な説明をしているとは思うんですよね。

### (諸澤委員)

そもそもで言うと、被害者のニーズをまず押さえていないんですよ、日本の社会は。そういう調査もないんですよ。例えば今回、諸外国の例を参考にして、日本だったらということで40のプログラムをリストアップしましたけれども、最低こんなことが普通はあるんだと。日本でどうでしょうかということを議論することにしたんですけれども、恐らく半分ぐらいしか日本にはないんですね。どこもやっていないことがたくさんあるんです。それを全部埋めていく必要があるわけで、では、そういう埋めていく作業をどこがリーダーシップをとってやるかということなんです。

#### (中原担当課長)

パブコメをやったときに、アンケートをもっと丁寧にとって、それを反映させていくべきだというご意見をいただいていまして、今も県警さんを通じて、いろいろな方がいらっしゃるのですぐにはアンケートをお渡しできなくて、落ち着いたところでアンケートをお渡しいただくような形で運用していますけれども……

#### (諸澤委員)

アンケートの回答者はどういう方ですか。

### (中原担当課長)

対象は、サポステで支援をした方になります。

### (諸澤委員)

支援をした人ではだめなんですね。被害者だけにアンケートをとる必要があります。多くの被害者からアンケートをとって、直後はとてもあれですけれども、事件から五年十年以上たった人をできるだけ多く聞いて、「こういうことがもしあったら」ということを全部書き出していくわけですよ。それが普通やる作業なんですね。

支援した側は、見えていないはずです。

## (大澤委員)

今、アンケートをとっている支援した人というのは、被害者ということですよね。

## (中原担当課長)

そうです。

## (大澤委員)

被害者に最後、アンケートをとっているということです。一応一通り終わりました——という言い方はあれですけれども。

#### (諸澤委員)

普通は、アンケートではなくて聞き取りなんですよね。ヒアリングを重ねながらずっとリストアップしていくと、普通100ぐらいのプログラムが出てくるわけです。

### (大澤委員)

そういう事業があってもいいということですね。

#### (諸澤委員)

それをやる部署が必要なんですね。

通常だと、それはやはり自治体がやっているはずなんですが、神奈川県ができるかは私にはわかりませんけれども。

#### (渡邉委員)

私が言っているアウトリーチをするというのは、まず、どうしたって警察が被害者に事情聴取に行くわけですから、警察が行くときに、例えば市町村の担当者が同行する——と言うと個人情報の関係があって教えられないと必ず警察は言うんですけれども、それは被害者にどういう言い方をして理解を得るかという、そこの問題だと思うんですよ。被害者だって自分の利になるというか、自分のために動いてくれる人だったら受け入れるわけですよね。それがいきなり、例えば「横浜市の担当者です」と来ても、うちは別に横浜市にお願いすることはありませんと、多分、昔の私でも言ったと思うんですよ。

警察の人が一緒に来て「我々はここまでしかできません。横浜市にはこういういろいろな制度がありますので、説明を聞いてください。使えるものがあったら使ったほうがいいですよ」というような形でつないでくれる、そういう形をとれば被害者としても受け入れやすくなるし、何も警察に全部やれということではないんですよね。警察は、やはり犯人逮捕が第一でしょうから。それと司法関係、裁判や何かが始まったら弁護士会につないでくれるとかそういう形で、大きな事件等ですと大体警察が入るので、警察を起点としていろいろなところと連携をとっていく。その

第1がやはり市町村の窓口だと私は思うんですよ。

市町村の窓口で不十分というか、できないなら、県が後押しして市町村と一緒に やってくれるという形になればいいなと思っています。

#### (中原担当課長)

今、日常生活の支援の充実ですとか、あるいは個人情報もあるけれども、流れとしてどうやっていろいろな情報を伝達して支援をつなげていくのがいいのかを来年度、具体的に検討しようと考えておりますので、その中で、できるだけ早く市町村の支援ですとかにもつなげられるような形で検討したいと思っております。

### (森永委員)

市町村の立場からちょっと言わせていただいてもよろしいでしょうか。

今のお話の中で、具体的な例ということではないんですが、茅ヶ崎市でご相談を承るときにも、それこそ県警の支援室と連携をとらせていただいて、例えばその方がご相談をされたいというときに部屋の準備をさせていただいたり、すぐというのはなかなか難しいケースもあるので、心が落ち着いたら警察から市の相談窓口があるよということもちゃんとお話ししていただいているようです。

そのときに心に留めていただいてもすぐにできないケースあるんですが、市でやらなければいけない手続に関しては、各課を回って並んでいただくのは非常に大変なこともあります。お話を承りつつ、カスタマイズというか、オーダーメイドではないんですけれども、その方にとって必要なお手続を、その場にいていただいて各課の職員が来て、話を聞き取りながらいろいろな手続をなるべく時間がかからないような形でさせていただくことを今年も特に力を入れつつやらせていただいています。

多くの人間の中に入って待っている時間が辛い方もいるのではないかと、各課にも「こういう状況なので、ちょっとこちらに来てください」という形でお願いしながら対応させていただいています。おっしゃっているとおり市町村にずっと住まわれている方になりますので、そういう方へのサービスはずっとやっていかなくてはいけない——というよりは当然やる部分だと認識しているところですので、決して特別なサービスということではなくて、当たり前のようにそうさせていただいているんです。

確かに市町村の中で至らないところは、ご意見いっぱいいただくのはごもっともな部分もあるんですけれども、やれることを考えながら各場所でやっている部分もあると思いますので、一例としてうちの取組をご説明させていただきました。

### (宮森座長)

最後なので、議題に関係ない話にどんどん広がるんですが。

#### (植田委員)

今の茅ヶ崎市の話をお聞きしてすばらしいなと思ったんですけれども、私は横浜

市で、横浜市の医師会の関係もいろいろやっているんですが、神奈川には横浜市と 川崎市と相模原市という政令指定都市がありまして、学校教育に関してすごく難し さを感じております。県の下での教育委員会とまた別に横浜市の教育委員会とか、 すごく難しさを感じているんですけれども、今回のこの計画に関しても、横浜市も やはりこの計画には協力していくと考えてよろしいんですよね。

#### (中原担当課長)

はい。意見については横浜市さんからもいただいておりますし、今回条例をつくったということで、県と市町村の役割ですとか、そういったことについて一層進んでいくのかなと考えております。

ただ、法律のほうで取組が進んでいるものについては、県、市町村の役割分担が書いてあるんですけれども、犯罪被害者支援については今、まだ法律のほうで「自治体」という形での書き込みしかなくて、神奈川県内で共通理解をもとに支援を進めていく中で、国に対しても「こういった役割分担があるのではないですか」というお話はしていけるのかなと思っております。

## (植田委員)

わかりました。

茅ヶ崎市のような自治体の取組を他の市等でもやっていただければと思いますので、自治体のほうでぜひお願いいたします。

#### (大澤委員)

多分、横浜市もやってくれると思います。横浜市に被害者相談窓口というのがあって、そこに相談等をすると「では、区の手続に一緒に行きましょう」とか「区の方に説明するのに一緒に行きましょう」とやっているので、横浜市は一応大丈夫だと思います。横浜市だけよくても仕方ないんですが。

#### (植田委員)

ありがとうございます。

### (中原担当課長)

各自治体、人員を割くことが今、非常に難しい中で、横浜市さんはあれだけの規模があって専従の職員がいらっしゃる状況にありますけれども、多分、茅ヶ崎市さんも、担当者はいらっしゃるけれども、他と兼ねていらっしゃると思います。

そんな中で、できることをそれぞれしていただいているような状況で。

## (大澤委員)

茅ヶ崎市は本当に頑張っていますよね。

#### (森永委員)

本当に、考えながらです。

#### (大澤委員)

市の規模からすると、すごい頑張っている感があって、茅ヶ崎市はなかなか。

## (森永委員)

ありがとうございます。

#### (宮森座長)

少し時間を残して各委員から最後に一言ずつ感想なりをお聞きしようかなと思っていたんですけれども、皆さん自由に発言されて、ある程度意を尽くせるような時間を過ごせたかなと思うんですけれども、せっかくですから、植田委員から一言ずつ。

### (植田委員)

最初にこの会議に参加したときは、どういうことをやっていくのか余りよくわからなかったんですけれども、5回の会議がありまして、2回目は欠席してしまいましたけれども、これからの5年間、私たち産婦人科医が何をしていかなければいけないのかが非常によくわかりましたので、ぜひ頑張りたいと思います。

ありがとうございました。

## (大澤委員)

第5回まで、皆様お疲れさまでした。

結構好き勝手なことを言って、大変失礼な発言もあったかと思いますけれども、 ご容赦いただければと思います。

ただ、神奈川県弁護士会としては被害者支援にすごく取り組んでおりまして、この第3期の5年計画も注視しておりますので、「第4期には出さないぞ」とはならないように神奈川県にも頑張っていただけたらと思います。

#### (田中委員)

私も感想とともに、さっき市町村の話が出ていたので、長くなるかもしれませんが、そのことも付け加えてお話しさせていただきたいと思います。

いろいろな議論を通じて、いろいろな立場の方がいらっしゃるのでいろいろな意見があるんだなということを本当に感じさせていただきました。なるほどと思えるものもありました。

私は、どんな立場にあっても、犯罪被害者の方に寄り添うことがまず一番大事だと思っています。先ほどから市町村の役割とかやるべきことについていろいろご意見も出ていたんですけれども、ちょっと賛同できないものもあるんですが、そもそも市町村ごとにばらばらに施策を進めていくという方向性とか考え方は、前にも言ったと思いますが、私は間違っていると思っているんです。そのことはちょっと長

くなるのでお話しませんけれども、できるだけのことはやっていること、つまり、こういう計画とか施策をつくることは大事ですけれども、実際に犯罪被害者の方のためになることが大事だと思うので、どういうふうに運用して、どういうふうに動くのか、実際に何をやるのかが大事なんだと思っています。

県営住宅、市営住宅の話が出ていたので申しますと、例えば市営住宅を一時避難場所にというお話ですが、これも何か新規の施策をやるのではなくても、もともと火災に遭った人に市営住宅を一時的に提供するという制度を、これを犯罪被害者の方にも広げて適用しよう、そういう動きの中から出てくるもので、実際には設備は古く、お風呂もないような、駅からすごく遠い住宅でも、それでもいいからと言う、切羽詰まっている方、本当に避難しなければいけない方、友達の家に転がり込んでいるけれども、いつまでもいられない、そういう方のためにどこか提供できないかという発想の中から、そういう運用が生まれてるんですね。ですからそれは、どんな条例をつくるとか、委員会があるとか専門家がいるとかいう特別な制度とは関係なく、むしろお金はかけなくても何かできないかということから、そのようなこともやれるのだと思います。

横須賀市でも殺人の被害の対応をしまして、警察や県とも連携をとりながら対応させていただく、そういうことは滅多にあってほしくないと思うんですけれども、そういう経験もさせていただきました。さっきもちょっと話が出ていますが、各市町村で滅多にないことに対する体制を整えるのはなかなか難しいことで、私ども、期せずしてその滅多にない経験をさせていただいたんですが、市としても、なかなの度も経験しないようないろな対応をしました。死亡届等の際に窓口ではなく別室を用意して丁寧に対応するとか、ご家族のマスコミ対応とか、学校等での配慮とか教育委員会との調整、児童相談所への一時避難とか、そういう連携等もやりまして、法律的なことについては県警本部のほうの面談に市が同席するとか、そのようにできることを一生懸命やりました。そういうそれぞれの相談者の立場にできることを一生懸命やりました。そういうそれぞれの相談者の立場に寄り添って、今の横須賀市、自治体の担当の立場としてはそれしかできないんですけれどもということでも、できる限りのことをやることが大事なんだと、そういう思いを持っています。

繰り返しになりますけれども、計画とか制度をつくること、それはそれで大事なんですけれども、実際にどう動くかが非常に重要なんだなと思っています。そういうことがいろいろな立場の人、立場は違っても皆が考えていかなければいけないことなのかなと感じています。

ちょっと長くなりましたが、私の感想です。ありがとうございます。

#### (森永委員)

5回まで本当にどうもありがとうございました。

最初、ここに参加させていただくに当たってどういう勉強をしながらやっていけばいいのか、本当に考えながら、ここまで来ました。

立場の違いというか、やはり市町村でできること、できないこともありますが、 特にこの事業は、今までに携わった方々の本当にいいものをつくろうという熱意で ここまで来て、これからも、もっといいものをつくろうということがすごく感じられる事業だということもありますし、これほどいろいろな機関が連携して行う事業はあるのかなと感じております。県警の方だったり弁護士会の方だったり医師会の方だったり、本当にいろいろな団体の方々とこういう場で話し合って、その方に対してどういう方法がいいのか真剣に議論し合ってつくり上げていく、本当になかなかないことだったと思っております。

参加させていただいて、本当にありがとうございました。

## (諸澤委員)

ありがとうございます。

私も、長い人生の中でいろいろな委員を経験してまいりました。国、県、そして団体などですね。今回初めて私、何というか、参加してある程度の充実感を持つことができました。今までの全ての経験は、言ってもそれが反映されないんですね。一応言うことはできるけれども、それが何らかの形で反映された文章ができることはまずなかったんです。唯一、内閣府の会議のときだけ、委員全員で事務局に対して「それはおかしい」と非難することによって書き込ませたという経験はあります。それは強姦罪の改正のときだったんですが、法務省が抵抗してボツになったんですけれども、絶対入れろということで委員が一丸になってやった、それが唯一の経験で、それ以外は全部「聞いておく」と。委員会というのはそんなものだな、やりたくないなと思っていました。

今回、ぜひと言われて参加させていただいて、ありがとうございました。是々 非々なんだろうと思いますけれども、いいと思ったものは必ず反映していただいて、 これほどやりがいのある委員会は私、初めて経験して、そういう意味で言うと、こ の5回は私にとっても非常に意義のある時間だったと思っております。

それからもう一つ、先ほどちょっとお話ししたことですけれども、これ広島で使う、つまり世界ではいろいろなプログラムがあると言いましたけれども、事件から1週間以内に必要な支援が大体20ぐらい。ミニマムスタンダードです。それから、1週間過ぎて1カ月以内ぐらいまでの支援プログラム、やはり20ぐらいを書き出しまして、最低これは必ずなければいけないし、人によっていろいろ違うので、これにプラス何十とあるはずです。

他方で、それをどこがやるかというマトリックスをつくりました。この表では、自治体、支援センター、警察、弁護士、民間人のうちの誰かがそれをできるはずだと。これはパーフェクトではないので、いろいろ議論しながら、意見をいただきながらよりいいものにしていこうとしているんですけれども、大体40あるプログラムのうち警察が対応できるのは10もないんですよね。あとの30以上は他がやらなければいけない。それを警察が背負い込むのも、私は本来ちょっと違うのではないかと。警察は90年代の後半から非常に積極的に取り組まれて、非常によかったと思います。だからこういう状態ができたと思うんですけれども、でも、今後は他の機関がもっとどんどん乗り出していって、何でも被害者支援は警察だというのではなくて、いろいろな機関がそういうことをやって全体として一人前になっていく。

だからこういうふうにして、どこがやるのか、この地域ではどこがその問題に対応するのか。例えば食事の問題、いる場所、寝る場所、遺体確認、職場への連絡、学校への連絡、病院に行くときの付き添い、家の中に介護や育児を必要とする人がいる場合の支援、葬式の準備、加害者側への働きかけの対応、引っ越しの手伝い、壊れたものの修理、ペットの世話云々、このぐらいのレベルことを本来だったらやるべき——というか、世界的にはやっている。日本はやっていないんです。

10年後か20年後かわかりませんけれども、日本もそういう国際スタンダードに持っていかなければいけない。そのためには地域の関係する機関が総動員されていく、そういう体制に持っていく、つまりリーダーシップを持つのがどこなのかがまだちょっとわからないんですけれども、もしかして自治体なのかなという気もしないわけではないということをご紹介させていただきました。

#### (山本委員)

ありがとうございました。

まず、こちらの改定案で「犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して」という文言が入って、素案よりすごく血が通ったものになって、とてもありがたいと思っています。ありがとうございます。

私も、私が何を言えるのだろうかと思って、最初はいろいろと質問させていただき答える方も大変だったと思うんですけれども、いつもきちんと答えていただいて、本当にありがとうございます。

また、皆さんとこうやってお話をさせていただく中で、病院型のワンストップ支援センターをそんなにはっきり求めていいんだとか、私はもちろん欲しいんですけれども、そんなに強く言うことに自分の中で余り自信が持てなかったので、植田委員と大澤委員がはっきり「必要」と言ってくれてすごく嬉しく思っています。あと、田中委員と森永委員は市町村がどういう役割を果たしているのかを教えてくれて、行政が目指す方向も、話の中で私もすごく学びになりました。本当にありがとうございます。渡邉委員、諸澤委員には被害者について、そして被害者が必要なことについて、被害者の立場で考えていたいて私も間に立たせてもらってよかったなととても嬉しく思いました。ありがとうございます。

「かならいん」は今後、充実していくと思いますので、ぜひお願いしたいんですけれども、私は、やはり自分も被害がありますし、13歳の被害者の自分は今も心の中にいるんですね。その13歳の私が「かならいん」を見ると、「ううん……、私ここに電話していいのかな」とか「LINEしていいのかな」みたいな余りピンと来ない部分があって、やはり皆さんの中に、何歳でもいいんですけれども、そういう被害を受けていて、でもどうしたらいいのかわからないみたいな女の子とか男の子をイメージしてこういうものをつくっていただけると、より充実したものになるのではないかと思っています。

すごく拡散する話をまとめていただいた宮森座長、どうもありがとうございました。

### (渡邉委員)

私も、この委員に選んでいただいてありがとうございました。

あすの会はなくなったんですけれども、あすの会があった当時は結構あちこちから講演依頼がありまして、私も秋田に行ったりあちこち行ってきたんですけれども、どこへ行っても、私は「神奈川にはサポートステーションという組織があります」ということで胸を張って言ってきたんですよね。これからももちろん、47都道府県で唯一のサポートステーションですから、それは広めていこうと思っていますけれども、被害者支援については神奈川県は先進県だと自負しています。でも、県の姿勢はそう、先進県なんですけれども、横浜市にやっと条例ができたということですけれども、これも別に、私の発した声は本当に小さかったんですけれども、最初に議員に声をかけてから5年かかってやっと今年の4月から条例が施行されるという形になって、これも一歩前進と思っています。

私は被害者がつくる条例研究会というものをやっていて、全国でシンポジウムを 開いたりワークショップを開いたりしているんですけれども、その中で、やはり県 によって、市町村によって非常に濃淡があるんですよね。被害者支援は自治体のや るべきことではないよとあからさまに言う人はいないんですけれども、全く話がか み合わないこともあるんですけれども、神奈川県は、県は非常に進んでいる。横浜 市も、先ほど大澤委員がおっしゃったように2人の相談員の方に一生懸命やってい ただいている。ただ、これも条例が制定されて広く広報されれば、2人ではとで ではないけれども賄い切れないという形になると思うんですよ。ですから各区に1 人、兼務でもいいから担当者を置いてくれ、その担当者の手に余ったら今の本庁の 担当者と連携して、あるいは県と連携してやればいいんだからと言ってきているん ですけれども、その被害者支援が進んできた神奈川県の第3次計画の策定にかかわ ったということは、私にとっても非常に嬉しいことですし、これからも、被害者本 人としてこういう活動は続けていきたいと思っています。

今回は、選んでいただいてどうもありがとうございました。

#### (宮森座長)

皆さん、どうもありがとうございました。

私の思いもいろいろあるんですけれども、私は何も言わずに、これで座長を解任 していただきたいと思いますので、あとは司会に戻します。

#### (寺澤参事監)

ぜひ一言。

### (宮森座長)

特に言うことはないんですけれども、このようにきちんと、第1期計画、第2期計画と策定する前の段階で、私が神奈川県の臨床心理士会の会長をやっているときに連絡協議会というものができて、被害者支援に神奈川県でどう取り組んでいくかというところから一応かかわらせていただいてきたんですね。そういう思いもあっ

て、このような役も回ってきたのかなとは思うんですけれども、随分動いてきたという実感はあります。

あと、カウンセラーとしての仕事でかかわってきましたので、変な言い方ですけれども、大きな事件を担当することがだんだん多くなってきまして、結構辛いんですよね。なのでいつも言うんですけれども、カウンセラーというのは人の話は聞くけれども、僕の話は誰も聞いてくれないと愚痴をこぼしたりもするんですけれども、ただ、そういうところでかかわってきたことで、自分なりの生き方ですとかそんなところの成長も感じとれる部分があったり、こういう人と出会えたことが、こういう仕事をしていてよかったなということも実はあったりするんですね。

さっき他の委員の皆さんからもいろいろお話ありましたけれども、滅多に経験できない場なんだろうなという気はします。そういう意味で、いろいろな方たちとこうやってお知り合いになる機会を与えていただいたことには本当に感謝したいと思います。皆さん、本当にどうもありがとうございました。

ということで、司会をお返しします。

### (中原担当課長)

本当に活発なご議論をありがとうございました。

今後はまたメール等でご意見を伺いながら、本日の議論等を反映させまして、3 月中旬には検討委員会からの報告書を提出できるような形で取りまとめさせていた だきたいと思います。

本委員会からの報告書を受けた後、県内部で知事の決裁を受けまして、第3期の計画を策定していきたいと思っております。また、計画ができ上がりましたら、委員の皆様方へは改めてお送りさせていただきたいと思います。

それでは、閉会に当たりまして、くらし安全防災局の寺澤参事監から一言ご挨拶 申し上げたいと思います。

#### ( 寺澤参 事 監 )

5 時を過ぎてしまいまして申しわけございませんが、一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

委員の皆様、本当にありがとうございました。

最初に、7月ですか、暑い中をお集まりいただきましてとご挨拶した記憶がございます。あれからもう半年たちました。本当に長い期間、真剣なご検討をありがとうございました。委員お一人お一人の熱い気持ちが伝わってまいるご意見をいただきました。第3期の計画が形となりましたら、まずはこの計画がしっかり成果が出るように、県といたしましても全力で取り組んでまいりたいと思っております。

委員会は本日で終わりでございますけれども、今後とも県の被害者支援施策、さまざまな形でご指導いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 本当にありがとうございました。

# (中原担当課長)

以上をもちまして第5回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を閉会させていただきます。

委員の皆様方、本当にありがとうございました。

閉会